

毎年10月は 「土地月間」です

土地は貴重な資源であり、私たちの生活や企業活動にとって不可欠な基盤です。将来の子どもたちのため、明日の豊かな暮らしのためにも土地を適正に利用・管理していく必要があります。

国土交通省では、毎年10月を「土地月間」、10月1日を「土地の日」と定め、土地政策の普及・啓発活動の充実を図っています。

この機会に、豊かで生活できる住みよい社会を築いていくため、みなさんもぜひ一度土地の利用・管理について考えてみませんか？



▶令和3年度土地月間
ポスターコンテスト大賞作品
松下ひまりさん【徳島県】

土地の売買、開発には届出が必要な場合があります。

◆大規模な土地取引（売買）

区 域	面 積	内 容	担当課
都市計画区域内	5,000㎡以上	土地権利取得者は、 <u>契約締結日から14日以内</u> に土地売買等届出書の提出が必要。	市長公室企画課 ☎ 67-1831
都市計画区域外	10,000㎡以上		

◆開発行為にかかる規制

区 域	面 積	内 容	担当課
都市計画区域内	1,000㎡以上	市条例または指導要綱に基づき市との協定が必要。	環境水道部環境課 ☎ 67-1833
	3,000㎡以上	都市計画法に基づき県の許可が必要。	建設部都市住宅課 ☎ 67-1814
	10,000㎡以上	県規制に基づき県と協議が必要。	市長公室企画課 ☎ 67-1831
		都市計画法に基づき県の許可が必要。	建設部都市住宅課 ☎ 67-1814
都市計画区域外	1,000㎡以上	市条例または指導要綱に基づき市との協定が必要。	環境水道部環境課 ☎ 67-1833
	10,000㎡以上	県規制に基づき県と協議が必要。	市長公室企画課 ☎ 67-1831
		都市計画法に基づき県の許可が必要。	建設部都市住宅課 ☎ 67-1814

農地管理に関することは次頁をご覧ください。
詳しくは郡上市または岐阜県のホームページをご覧ください。

農地を所有しているまたは取得を 考えているみなさんへ



～自分の農地を適切に管理しましょう～

農地は、住宅敷地等とは異なり、農地法で厳しい規制が設けられています。そのため、農業委員会の許可なく、勝手に農地の売買・転用はしてはいけません。

◆無断転用等には厳しい罰則があります

許可を受けないで農地の転用をした場合や、許可条件（申請目的）どおりに転用していない場合等には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令が出されることがあります。従わない場合、3年以下の懲役または300万円以下（法人にあっては1億円以下）の罰金になります。

◆農業委員会の許可が必要です

次のいずれかを行う場合には、事前に農地法に基づく農業委員会の許可を受けなければなりません。

- 新たに耕作するために、農地を売買・贈与・賃貸借する場合
- 自分が所有している農地を、農地以外として利用（農地転用）する場合
- 農地転用する目的で、農地を買ったり、借りたりする場合

農地の中でも農業振興地域「農用地区域」に指定されている農地を、農地以外の目的で利用される場合は、農振除外の申請手続きが必要となります。この場合、受付から除外決定までの期間は最短でも半年程度かかり、さらに、除外後、農地転用の手続きも必要となりますので、事業計画には十分に余裕をもってください。

※相続等により農地を取得した場合は、許可申請は不要です。かわりに農業委員会へ届出を農地の取得後おおむね10カ月以内に提出ください。

▼農業委員会総会の様子



◆農地を適正に利用管理しましょう

農業委員会では、毎年農地パトロールを実施しています。この調査で遊休農地と判断された農地の所有者には意向調査を実施し、自ら耕作をすると回答したにもかかわらず6カ月を過ぎても、農業上の利用が図られないときには、農地中間管理機構との協議を勧告する場合があります。勧告された場合、当該遊休農地の固定資産税額は1.8倍となります。

農地を所有している皆様は、一度自分の農地を確認し、適切な管理に努めましょう。

▼農地パトロールの様子



農業者年金に加入しませんか ～農業者のみなさんへ～

農業者年金は、農業従事者のための年金です。自分が積み立てた保険料と、その運用実績により将来受け取る年金額が事後的に決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。

自分で積み立てるため、加入者・受給者の数に影響されず、少子高齢時代でも安心できる制度です。加入要件は①年間60日以上農業に従事する。②国民年金1号被保険者 ③20歳以上60歳未満の人の3つを満たせばだれでも加入でき、脱退も自由にできます。

農業者年金は公的な年金制度ですので、支払った保険料は、ご家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となります。

農業者年金の加入についてのご相談は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

問 郡上市農業委員会事務局（農林水産部農務水産課内）または各振興事務所振興課
☎ 67-1835